

愛知県歯科口腔保健基本計画

中間評価報告書

平成30（2018）年3月



「歯と口の健康づくりを通じた
県民の健康で質の高い生活の実現」
をめざします。



超高齢社会を迎え、健康寿命を延伸するためには、歯と口の健康づくりが果たす役割は大変重要です。

本県では、「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」に基づき、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、平成25（2013）年3月に「愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定し、口腔の健康保持・増進に関する健康格差の縮小を図るための幅広い施策を展開してまいりました。

この度、計画期間の中間年度にあたり、計画全体の進捗状況の評価を行ったところ、歯と口の健康に関心を持ち、定期的に歯科検診を受ける人が増えている一方、歯周病にかかっている人の割合が増加していることが明らかとなりました。

また、高齢の方が“食べる・飲み込む”などの口腔機能を維持することで、栄養状態や筋力が保たれ、介護予防につながるということが注目されています。

これらの課題や今後強化すべき取組と方向性を整理し、最終年度に向けて、さらなる推進を図ってまいります。

県民の皆様には、毎日の歯みがきや生活習慣の見直し、定期的に歯科検診を受けるなど、御自身でできる歯と口の健康づくりに努めていただきたいと思います。

また、市町村、関係機関・団体の皆様には、全ての県民の皆様が生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができる社会の実現に向けて、引き続き、計画の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

平成30（2018）年3月

愛知県知事
大村秀章

目次

第1章 愛知県歯科口腔保健基本計画の概要

1 計画の趣旨	1
2 基本方針と目標	2

第2章 中間評価の総括

1 目標の達成状況	4
2 指標の見直しと今後の推進	6

第3章 各指標・取組の評価

1 ライフステージを踏まえた歯科口腔保健の推進	
(1) 乳幼児期（出生から5歳）	9
(2) 学齢期（6歳から19歳）	11
(3) 成人期（20歳から59歳、妊産婦を含む）	13
(4) 高齢期（60歳以上）	15
2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する 歯科口腔保健の推進	
(1) 障がい者（児）・要介護高齢者・在宅療養者	17
(2) へき地歯科保健医療対策	18

第4章 その他の取組の評価

1 調査に関する事項	19
2 その他の歯科口腔保健の推進に関する事項	
(1) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発	19
(2) 歯と口の健康づくりに携わる者の資質の向上	19
(3) 災害対策	20
(4) 歯科検診を通じた、保護者による適切な健康管理が なされていない子どもを早期に発見するための対策	21

《資料編》

1 各指標の中間評価結果及び見直し後の指標一覧	22
2 各指標の年次別進捗状況	24
3 用語説明	33
4 愛知県の歯科口腔保健の状況	36
5 あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例	42
6 愛知県口腔保健支援センター設置要綱	45
7 構成員名簿	46

和暦・西暦の表記について

- 平成 31 年 5 月に改元が予定されていますが、わかりやすい表記とするため、平成 31 年度以降も「平成」を使用し、西暦を併記しています。
- 表・図については、表示スペースの関係により、「平成」を使用しています。

